

「日吉台ケアハウス」利用徴収規定

令和6年8月改正

1. 基準

対象収入による階層区分	利 用 料				合 計
	生活費	事務費	管理費	11月～3月 冬期加算	
1 1,500,000円以下	48,764	10,000	15,107	2,150	76,021
2 1,500,001円～1,600,000円	48,764	13,000	15,107	2,150	79,021
3 1,600,001円～1,700,000円	48,764	16,000	15,107	2,150	82,021
4 1,700,001円～1,800,000円	48,764	19,000	15,107	2,150	85,021
5 1,800,001円～1,900,000円	48,764	22,000	15,107	2,150	88,021
6 1,900,001円～2,000,000円	48,764	25,000	15,107	2,150	91,021
7 2,000,001円～2,100,000円	48,764	30,000	15,107	2,150	96,021
8 2,100,001円～2,200,000円	48,764	35,000	15,107	2,150	101,021
9 2,200,001円以上	48,764	37,900	15,107	2,150	103,921

2. 上記の利用料は厚生労働省の通知により改定することがあります。
3. 利用料には、個室の電気料金その他特別なサービスに要する費用はふくまれていません。
4. 月の途中で入所した者のその月の生活費は、在籍日数に基づく日割り計算とします。  
事務費については途中退居に拘わらず1か月分いただきます。

注（1）この表における「対象収入」とは前年の収入〔社会通念上収入として認定することが  
適当でないものを除く〕から、租税・社会保険料・医療費等の必要経費を控除した後  
の収入をいいます。

注（2）夫婦で入居する場合については、夫婦の収入及び必要経費を合算し必要経費を控除し  
合計額の2分の1をそれぞれ個々の対象収入とし、その額が150万円以下に該当する  
場合の夫婦それぞれの事務費徴収額については、上記表から30%減額した額を  
本人からの事務費徴収額（月額）とします。この場合100円未満は切り捨てとします。

社会福祉法人 山口向陽会  
理事長 佐藤健一郎